

1、 市長の政治姿勢について。

- 1) 今回の知事選挙の結果は日米両政府が進める普天間基地の「県内移設」の余地は全くないことを示しました。市長の見解を求めます。

答弁ありがとうございました。では要望と再質問をいたします。

延べる 米軍基地は、県民のいのちと安全を脅かし、沖縄県経済の発展の最大の障害となっています。この諸悪の根源である基地をなくし、自立した沖縄経済で、子や孫に誇れる新しい沖縄を築きたい。

この声は、軍用地主会、経済団体、多くの市町村長、有識者など、保守・革新の立場の違いを超えて、大きな声となっています。

「県外移設」は、基地の苦しみを他所に押し付けるもので、この間の経過を見ても、袋小路に入り、また県内に舞い戻るものであります。普天間基地を無条件返還・撤去をさせ、基地のない平和で豊かな沖縄を築くために、共に力をあわせようでは、ありませんか。

- 2) 那覇空港は、全国でも有数の過密な空港です。その要因を作っているのは、自衛隊との共用であり、民間機の離発着に大きな障害をもたらしています。12月5日には、またしても、日米合同演習に向かう航空自衛隊F15がトラブルを起こし、民間機3便の運行に最大32分の影響をもたらしました。観光立県沖縄の存亡に関わる重大な事故であり、強く抗議すべきです。

●嘉手納基地の改修によるダイバートで那覇市での騒音被害も深刻になっています。そのような時に、航空自衛隊那覇基地の戦闘機10機増強は、狭隘な那覇空港をさらに過密にし、危険性と騒音が拡大することは明らかであり、増強すべきではありません。市長の見解を求めます。

再質

次に那覇空港問題で再質問します

自衛隊機と民間機の日あたりの離発着回数はどうなっているのでしょうか。またF4からF15に機種変更されて、騒音の度数はどうなっているのでしょうか。

また、自衛隊との共同使用は危険であり、民間専用化こそ強く求めるべきです。再答弁を求めます。

- 3) 沖縄の農業に壊滅的な打撃を与え、地域社会と地域経済に深刻な影響を及ぼす、TPP（環太平洋連携協定）の締結に那覇市として反対を表明すべきだと思います。見解を求めます。

述べる 次に、TPP協定の問題です。

世界は今「食料は金さえ出せばいつでも輸入できる」時代ではありません。異常気象や先物取引などで、必要な食料が輸入できない事態は、すでに現実のものとなっています。

命に関わる食料の安全保障を外国に依存することが、どんなに危険なことか。日本は特に考える必要があると思います。

⇒JA沖縄中央会は影響を受ける農作物について、県内農業産出額の51%を占めるサトウキビ、肉用牛、養豚、パイナップルの4品目を挙げ、台風が多く輸送コストのかかる離島では、サトウキビ以外への転換は困難で、県内の離島経済が崩壊すると言っています。

このような横暴を許したら、沖縄の農業は壊滅し、離島などの農業は成り立たなくなり、地域経済を破壊してしまうことは避けられません。絶対に阻止をする必要があると思います。

再質問

2、 中小零細企業振興について

- 1) 本市の中小零細企業の推移を問う
- 2) 今回提案されている、那覇市「中小企業振興基本条例」は、わが党が長年提案してきたものである。今回の条例制定によりどのような効果を目指しているのか伺います。また振興条例に基づく本市独自の具体的施策を問うものです。
- 3) 経済波及効果が大きく、各地で零細企業の仕事作りに力を発揮している「住宅リフォーム助成制度」を具体的な施策に位置づけてはどうでしょうか。

次に、中小企業振興について再質問します。

再質 那覇市の経済と雇用を支えているのが、事業者数の99%を占めている中小企業です。この中小企業振興なしに、那覇市の発展はありません。ここに、中小企業振興基本条例の役割があると思います。

残念ながら今回の条例には、具体的な施策が盛り込まれなかったと思います。

中小企業家同友会が提案している、「市民や産業従事者を元気にする迫力」や「絵空事ではなく現実性があり効果を確保する」という点で不十分なところがあります。

中小企業活性化のための、様々な補助事業や仕事を起こす起業支援が策定されていません。その点で私は、釧路市の条例を参考にすべきかと思います。同市は「経済の域内循環」を提唱し、お金が市内で循環するための仕組みを立ち上げ、がんばっています。真に効果を発揮する条例にしてほしいと思います。

さて、住宅リフォーム助成制度について、私の提案も6回目になります。本年10月現在で全国29都道府県175自治体で実施されています。中小業者の仕事作りと地域経済活性化に力を発揮しています。

潜在的な住宅リフォーム需要をすくい上げ、それを街の工務店など、地域の中小業者の仕事に結び付けるこの制度は、補助金を活用して新たな需要を掘り起こす取り組みとして、住民にも業者にも喜ばれています。

中でも注目されているのが、岩手県宮古市の住宅リフォーム促進事業です。市内業者に依頼することを条件に、畳替えや障子の張替え、窓や壁の断熱工事など幅広い工事を対象にしています。

当初5千万円の予算に申請が殺到したため、3億5千万円の事業に拡大され、工事高は10億1千万円、2221件の仕事が生まれ、直接経済効果は4・5倍になり、経済波及効果は16億円に相当するといわれています。

自治体職員もやりがいのある仕事として取り組んでいるそうです。とりわけ重要なのは、市内の業者が施工することにより、市内の住宅関連業を中心とした、地域・循環型経済の活性化に結びつき、経済対策として大きく寄与していると絶賛されていることです。

そういう有効な事業であるだけに、那覇市の実施計画でゼロ査定される理由がわかりません。

先ほど述べた宮古市の担当部署は「住宅政策ではなく、経済政策として位置づけることで、市長も納得したそうです」。

建設管理部長、その立場で企画財政を説得して実現に努力をすべきです。すぐに復活を求める考えはあるのか。答弁を求めます。

再質問

3、 国保行政について

- 1) 前期高齢者財政調整制度は県内国保の財政赤字を招いている。早急に国に改善を求め続けるべきではないか。その元凶である、高齢者いじめの後期高齢者医療制度はただちに廃止を求めるべきです。見解を問うものです。
- 2) 3ヶ月以下の短期証世帯数と比率、平均滞納金額、無保険の状態にあると思われる市民は何世帯か
- 3) 国保法第44条の活用状況について問う。同44条を切実に必要な低所得者にも適用できるように実施要綱の改善をすべきです。見解を求めます。

最後に国保の問題です。

述べる 政府の動向を見ていると、改定される新制度は、75歳以上を国保に編入し、国保の中で別勘定にする。低所得者に対する減免制度も縮小し、平均保険料を1.5倍にする。70歳から74歳の窓口自己負担額も全て1割から2割にするなど現在の制度を更に改悪するものです。廃止するとしていたのに明らかな公約違反です。

キッパリ廃止して、現在の沖縄が受けている調整交付金の不利益こそ、直ちに改善すべきであります。

再質

次に

44条減免について再質問します。

答弁にあるように、国保税を払いきれない3ヶ月以下の短期証世帯は7・8%に達し、貧困は深刻です。

国は、44条の患者負担の減免に関して、運用の新基準を通知しています。

厚労省保険局長名で、2010年9月13日付けでの通知です。これによると、各自治体での減免基準の拡大を要請し、減免分の2分の1を国が負担することを明記しています。

主なものは、①前年度に比較した収入の激減だけではなく、恒常的に収入が少ない、生活保護基準以下の世帯にも認める。②保険税の滞納の有無を問わない。③入院だけでなく高額な外来治療も対象にし、独自基準の拡大を求めています。

本市も、国の新基準通知を受け、すぐに恒常的な貧困層にこの制度を拡大すべきです。事情があって生活保護の適用にならない世帯が受けられる制度へ、拡充すべきと思います。

再度答弁を求めます。

まとめ

那覇市の国保44条減免は、他市に比較して、進んでいます。決して十分ではありません。本来、助けるべき恒常的な貧困世帯に制度を拡充すれば、3ケタの市民が制度の恩恵を受けられるはずです。

医療を受ける権利を保障し、市民の命を守る立場で、すぐに制度改善を図られるよう強く要望し、私の代表質問を終わります。